

小国町森林整備計画

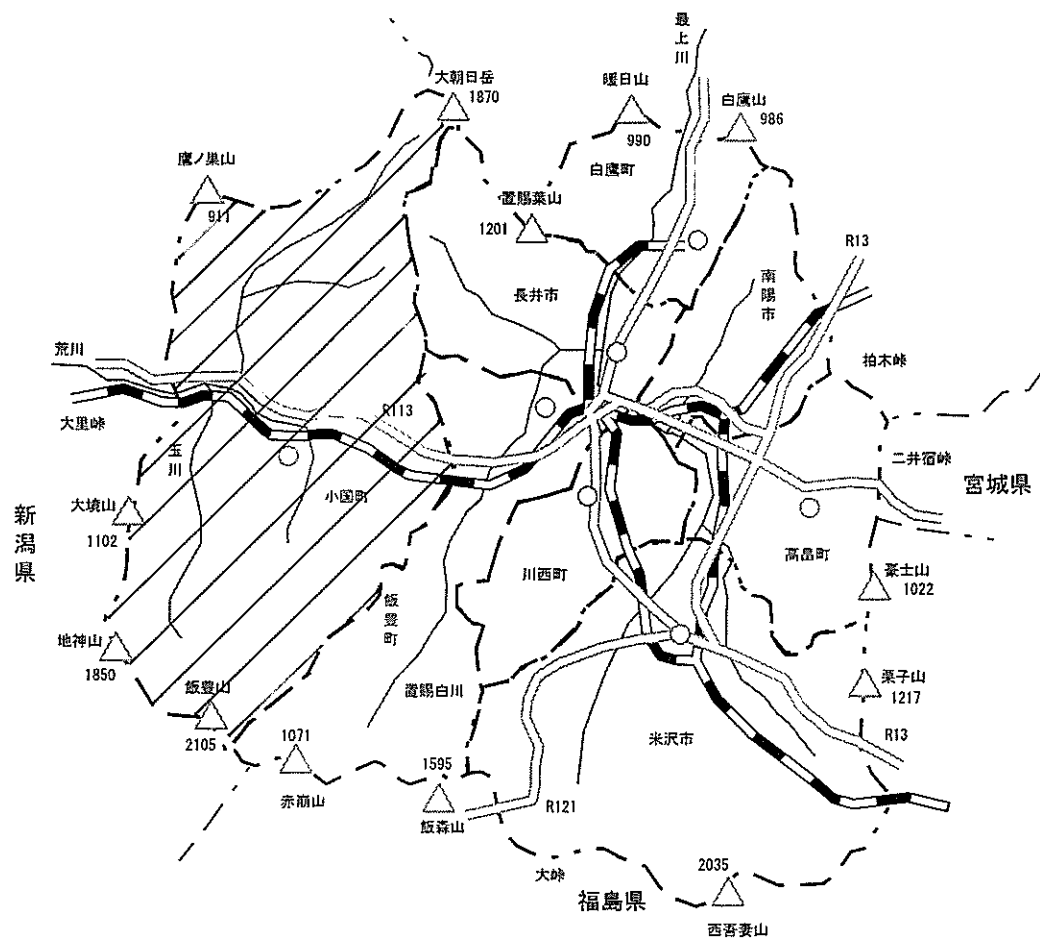
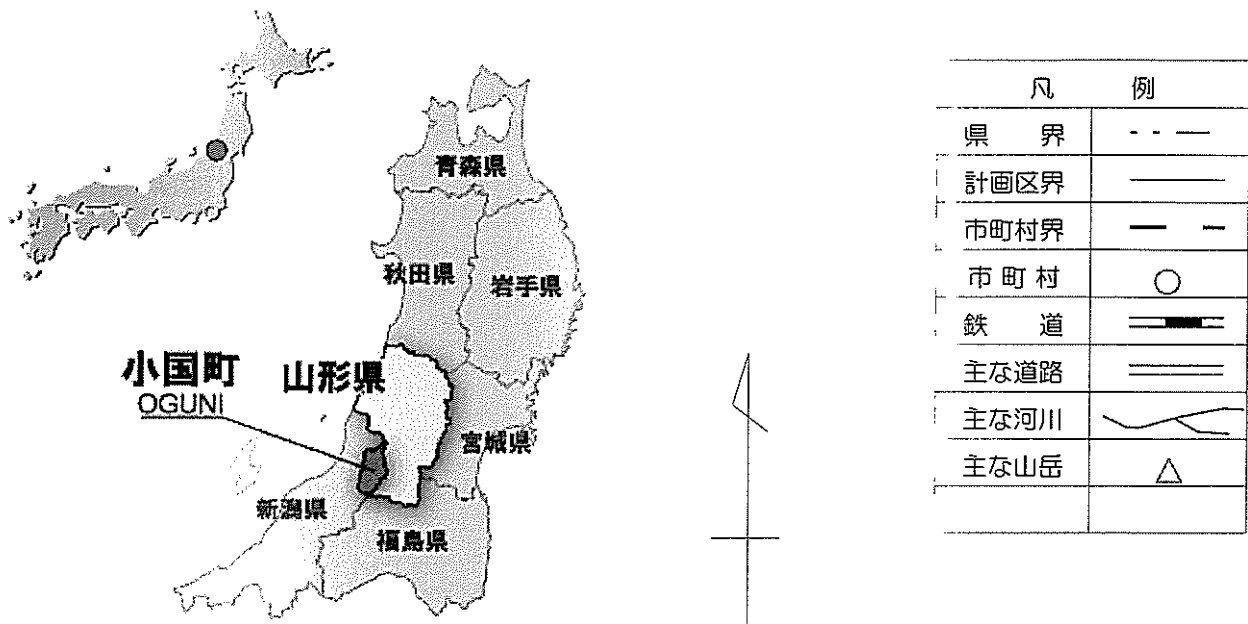
計画期間

自	令和 4 年	4 月	1 日
至	令和 1 4 年	3 月	3 1 日

山 形 県
小 国 町

(令和 4 年 3 月 3 1 日策定)

市町村位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	2
4 小国町森林整備計画の内容周知と伐採及び伐採後の造林届出制度の運用に関する方針	2
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	8
1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3 その他必要な事項	17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5 その他必要な事項	18
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	19

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 9
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 9
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 9
4	その他必要な事項	1 9
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	2 1
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	2 1
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 2
3	作業路網の整備に関する事項	2 2
4	その他必要な事項	2 3
第8	その他必要な事項	2 4
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 4
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 4
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 4
Ⅲ	森林の保護に関する事項	2 8
第1	鳥獣害の防止に関する事項	2 8
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 8
2	その他必要な事項	2 8
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 8
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 8
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	2 8
3	林野火災の予防の方法	2 9
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 9
5	その他必要な事項	2 9
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	3 0
1	保健機能森林の区域	3 0
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 に関する事項	3 0
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	3 0
4	その他必要な事項	3 0
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	3 1
1	森林経営計画の作成に関する事項	3 1
2	生活環境の整備に関する事項	3 2
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 2
4	森林の総合利用の促進に関する事項	3 2
5	住民参加による森林の整備に関する事項	3 2
6	その他必要な事項	3 3

別表 1		3 6
別表 2		3 9

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、山形県の西南端新潟県境に位置し、両県庁所在地からそれぞれ約 80km の地点にある。面積はで東京 23 区よりもやや広く平地は町全域のわずか 3.7%で町土の 93.8%は山林で占められている。

林野面積は 69,214ha でうち民有林は 19,406ha(28%)、国有林は 49,808ha(72%)となっている。民有林のうちスギを主体とした人工林は 4,292ha で人工林率は 22%で県平均 28%を下回っている。天然林は 12,575ha と民有林の 65%を占める。林道の整備は、29 路線 91,056m林道密度は 4.7m/ha で県平均 6.2m/ha を下回っている。

本町の林業は、昔から厳しい自然条件と地形的制約から天然広葉樹を利用したパルプ材、薪炭材の生産が中心となってきた。また、豪雪地帯でもある当町の厳しい自然条件に耐えて成長した木材は、特に強靱さと耐久性に優れている。しかし、高度経済成長に伴う木材から化石燃料へのエネルギー転換、若者の地域からの流出による過疎化の進行により林業労働者の不足が生じた。併せて外国産材の輸入による国産材価格の低下から森林所有者の森林管理に対する意欲が薄れてきている。

再生可能な資源である森林資源は、主伐したのち再造林を行うことで健全な森林サイクルが維持され、森林の持つ公益的機能の発揮と森林資源の循環利用が可能となる。特に戦後植栽された人工林は利用期を迎えており、今後再造林の重要性はさらに高まることとなる。また、今まで活用されていない森林の経営管理を町が行うため、平成 31 年 4 月から「新たな森林経営管理制度」「森林環境譲与税」の制度が導入されている。町においても森林の経営管理機能を効果的に発揮し、森林資源の循環利用が促進するよう取り組んでいく。

人工林の成長とともに、森林病虫害獣被害であるクマハギが全町的に拡大しているが、置賜森林管理署・県等と連携して被害防止に取り組んでおり、今後も継続して実施していく。

また、県が創設したやまがた緑環境税制度を活用し、間伐等による荒廃森林の整備を行い森林機能の維持を図るとともに、体験事業等を通じて森林理解をすすめている。

平成 25 年に移転新築した小国小学校には、地元産材をふんだんに使用するとともに、暖房の熱源として、チップボイラー設備を役場に続き導入した。木材の新たな利用方法のあり方を示すため、公共施設への導入整備を積極的に推進するほか、木質ペレットストーブなどの一般家庭への普及拡大を進めていく。また、令和 3 年度には地域内エコシステム地域協議会を設立し、小規模な木質バイオマスエネルギー利用により、森林資源を地域内で持続的に循環利用する仕組みの構築に取り組んでいる。地球温暖化防止や循環型社会の形成の観点から、適正な森林利用を促進し林産物の有効活用と環境にやさしい町づくりのため、今後も木質バイオマスの利用拡大に努める。

本町には、赤芝峡に代表される秋の紅葉など季節毎に様々な景観を楽しみに多くの人が訪れる。町では、森に親しむレクリエーションの場として健康の森横根、おぐに白い郷土の森を整備した。平成 18 年、森の癒し効果に着目した森林セラピー事業に飯豊山登山口にあたる温身平が森林セラピー基地として認定を受けた。町では、案内人であるセラピーアテンダントの養成を行い事業の推進を図っている。今後も森林の持つ多面的な機能を活用した取り組みを進めていくこととしている。

2 森林整備の基本的方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域森林計画に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、森林の重視すべき機能に応じた基本的な森林整備は次のとおりとする。

① 「水源涵養機能森林」

水源涵養機能を重視し、主伐については、伐期齢を標準伐期齢+10年とする。さらに、林床の保全、伐区の縮小・分散を行うこととする。

② 「山地災害防止機能森林／土壤保全機能森林」

山地災害防止機能を重視し、複層林施業、長伐期施業、林床の保全、伐区の縮小・分散を行うとともに、必要に応じて保安林指定を行い、堰堤など施設整備を行うこととする。

③ 「保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能森林」

保健文化機能、生活環境保全機能を重視し、郷土樹種を主体とする多様な森林の動植物、自然環境の保全を図るため、複層林施業、長伐期施業、景観維持のための施業を行うこととする。

④ 「木材等生産機能森林」

木材等生産機能を重視し、森林の健全性を確保しつつ生産目標に応じた計画的な造林、保育、機械化を推進する。将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。

また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、上記(1)に示したとおり、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

本町にあたっては、荒川流域の上流部として期待される各機能の高度発揮を図るため育成単層林における間伐、保育を積極的に推進する。天然林は立地条件に応じた多様な森林整備を図ることとする。

特に町内には、木質チップ生産設備があることから、間伐材や広葉樹林の活用を進め、効率的な森林施業と適正な森林経営の基盤となる路網の適正な維持管理や整備を進めていくこととする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化は、林業労働者の高齢化や木材価格低迷により、育林や素材生産等の経費のコスト削減が求められていることから、林業事業体での高性能林業機械導入等による作業効率の向上や施業箇所の集約化により作業コストの軽減を図ることとする。なお、施業箇所の集約化にあたっては、一般森林所有者だけでなく、やまがた森林と緑の推進機構、町内の林業事業体及び町との連携、国有林との共同施業団地の設定による実施も推進していくこととする。

また、林業事業体の経営の安定、計画的な森林施業を行うためにも、一般森林所有者と森林組合等の林業事業体との長期施業受委託をすすめることとする。

こうした現状を踏まえ、合理化の基本方向は次のとおりとする。

- ① 森林組合等を中心とした林業事業体の強化
- ② 高性能林業機械の導入及びスマート林業の推進による作業の効率化
- ③ 施業箇所の集約化による作業経費の軽減
- ④ 長期施業受委託による森林組合等林業事業体の経営の安定化

4 小国町森林整備計画の内容の周知と伐採及び伐採後の造林届出制度の運用に関する方針

(1) 小国町森林整備計画の内容の周知

適正な森林の立木の伐採及び伐採後の造林を確保するため、森林の施業勧告制度に加え、小国町森林整備計画に適合しない伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等の制度が設けられている。このため、森林所有者等に小国町森林整備計画の内容を周知するとともに、その確実な実施に努めるものとする。

(2) 伐採及び伐採後の造林届出制度の運用に関する方針

森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握することは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するため適正な森林施業を確保し、併せて森林資源の賦存状況等を掌握するうえからも重要なことであるので、伐採及び伐採後の造林の届出制の趣旨及び内容について森林所有者等に周知徹底し、法の遵守について協力を得られるよう努めるものとする。

なお、森林法第10条の8第1項第2号の規定により、同法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為をするために伐採する場合には当該届出は不要とされているが、同項第1号の国又は地方公共団体が行う場合、同項第3号の農林水産省令で定める事業の施行として行う場合又は同法施行令第2条の3の政令で定める規模以下の開発行為を行う場合にあっては、伐採及び伐採後の造林の届出は行う必要がある。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次の表のとおりとするが、標準伐期令に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

長伐期施業による大径木生産を行う場合（ ）内の林齢を目安とする。

（単位：年）

地 域	樹 種					
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針	広 葉 樹	
					用材	その他
本町全域	5 0 (8 0)	4 5 (8 0)	4 0 (8 0)	5 5 (8 0)	7 5	3 0

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す事項と施業の方法に従って適切に行うものとする。

- （1）森林の有する多面的機能維持増進を図るため、自然条件、樹種の特性、森林の構成等を勘案して行うこととする。
- （2）森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、周囲の状況を確認し保残等に努めることとする。
- （3）森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。
- （4）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。
- （5）林地の保全、雪崩防止、落石等の防止、風雪害等各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等必要に応じて保護樹林帯を設けることとする。
- （6）立木の伐採、搬出に当たっては「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流入等を未然に防止し、林地保全を図る。集材に当たっては、林地の保全等を図るため、置賜地域森林計画で定める森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法に適合したものとするとともに、現地に適した方法により行う。
- （7）伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

①皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

②択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が

30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）であるものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

施業の区分	標準的な方法								
育成単層林	育成単層林にあっては、気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ、実施することとする。 ① 成長量が比較的高い森林については育成単層林として資源の充実を図り、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、針広混交林化等により育成複層林に誘導を図るものとする。 ② 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ1箇所当たり伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するものとする。 また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。 なお、択伐率については、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）を標準とする。 b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。また、高度な公益的機能を期待する森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図るものとする。 ③ 主伐の時期については、高齢級の森林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとする。 なお、人工林の標準的な施業体系における主伐時期の目安はおおむね次のとおりとする。 <table><tr><th>樹種</th><th>生産目標</th><th>期待径級（cm）</th></tr><tr><td rowspan="2">スギ</td><td>中径材</td><td>28cm</td></tr><tr><td>大径材</td><td>32cm</td></tr></table> ④ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。 ⑤ 皆伐後に天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じることとするが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮することとする。また、ぼう芽による更新を行	樹種	生産目標	期待径級（cm）	スギ	中径材	28cm	大径材	32cm
樹種	生産目標	期待径級（cm）							
スギ	中径材	28cm							
	大径材	32cm							

	う場合は、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は 30 年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため 1 1 月から 4 月の間に伐採するとともに、ぼう芽の発生状況を考慮し必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。
育成複層林	育成複層林にあつては、気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ、実施するものとする。 ① 主伐に当たっては、複層林状態の森林を維持する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。 また、自然条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮するものとする。 a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。 なお、択伐率については、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）を標準とする。 b 漸伐、帯状又は群状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。 c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮することとする。 ② 更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。 ③ 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記の育成単層林施業のうち植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行うものとする。 ④ 希少な生物が生育・生息する森林等で生物多様性保全機能の属地的な発揮が求められる森林については、必要に応じ天然生林への誘導を図るものとする。
天然林施業	天然生林施業にあつては、気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、保全・管理を行う。また、最小限の人為による森林で、公益的機能発揮のため持続的な維持・管理が必要な森林や継続的な資源利用を図る森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導するものとする。 適確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。 ① 最小限の人為による森林の主伐に当たっては、前記の育成複層林施業の留意事項によるものとする。 ② 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

保安林及び保安施設地区内の森林	保安林及び保安施設地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに森林生産力の維持増進が図られる施業方法によるものとする。
-----------------	---

3 その他必要な事項

(1) 集落や主要幹線道路沿いの伐採において推進すべき事項

集落や主要な幹線道路沿いの急斜面地等において伐採後に雪崩や落石等の被害が危惧される場合は、影響地の所有者や管理者等関係者との事前協議や適切な伐採に努めることとする。

(2) 溪流沿いの伐採において推進すべき事項

溪流沿いで伐採する場合は、豪雨時に残枝や伐採木が流出しないよう配慮するものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

針葉樹であるスギの造林並びに再造林を基本とし、低コスト化やポット苗等の育苗を目指すこととする。また、特定母樹から育成された成長に優れた苗木や、少花粉スギなど花粉症対策に資する苗木を積極的に導入していく。

一方、本町が往年造林推奨してきたスギは、市場価格が低価の傾向にある上、伐期までが長いため、比較的伐期までが短く、生薬等の原料となり得るキハダ・クロモジ等の広葉樹の造林に力を入れていくこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備考
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ	ケヤキ、ナラ、ブナ、オオヤマザクラ、キハダ、クヌギ、カエデ、クリ、クルミ、トチノキ、クロモジ、ウルシ、アベマキ、	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は小国町林務担当課とも相談のうえ、適切な樹種を選択すべきものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
針葉樹	中仕立て	2,000～3,000	スギ
広葉樹	中仕立て	1,000～	

植栽樹種については、林地の生産力、自然条件等を考慮しつつ、低密度植栽の導入に努めることとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は小国町林務担当課とも相談のうえ、適切な植栽本数を判断すべきものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧植えとする。 なお、再造林の場合は、作業効率の向上等からコンテナ苗の活用や車両系伐出機械を活用した伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植栽の時期	4月～6月中旬と9月～11月に行うこととする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

択伐による伐採跡地は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

とする。

(4) 皆伐後の更新

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。更新にあたっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとする。また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、ミズナラ、ブナ、その他後継樹として更新可能な高木性樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	ケヤキ、ナラ、ブナ

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は小国町林務担当課とも相談のうえ、適切な樹種を選択すべきものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹種、母樹の存在などを勘案して、必要に応じ、地表処理、刈出し、植え込み、目的外樹種の除伐、目的樹種の本数調整伐を行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
アカマツ、コナラ、ミズナラ、ブナ等後継樹として更新可能な高木性樹種	後継樹（高木性樹種）の密度が 16,670 本/ha 以上、ぼう芽更新にあつては後継樹（高木性樹種）の密度が 6,670 本/ha 以上。

※ なお、天然更新による更新完了本数は、上記の本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし草丈以上のものに限る。）とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササ等の下層植生により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について周辺を刈り払いする。
植え込み	更新樹種の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新では、樹種や林齢等により多数のぼう芽稚樹が発生する場合があるため、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 天然更新の完了確認の方法

- ① 更新については、「山形県における天然更新完了基準」の 7 に準じた更新調査をもって更新が完了した状態を確認することとする。
- ② 更新調査の時期は、伐採の翌年度から 5 年を経過する日までとし、その時点で更新が完了していないと判断された箇所については、伐採の終了した日を含む翌年度から 7 年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽等の必要な施業を行うこととし、実施後に改めて更新調査を行うものとする。

- ③ 調査の方法は、原則として標準地調査によるものとし、下表を目安に行うこととする。

天然更新対象地面積	標準地の数
0.5ha 未満	1 箇所以上
0.5ha 以上 1.5ha 未満	2 箇所以上
1.5ha 以上 3.0ha 未満	3 箇所以上
3.0ha 以上 10.0ha 未満	4 箇所以上
10.0ha 以上	5 箇所以上
以降 10ha 増すごとに 1 を加算した箇所以上	

※標準地の大きさは、 $2\text{m} \times 10\text{m} = 20\text{ m}^2$ 以上とする。

- ④ 更新樹種は、樹高が 1.2m 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等を対象とし、密度は ha あたり 2500 本以上とする。ただし、ぼう芽については、芽かき等を実施した後の密度を ha あたり 2000 本以上とする。更新方法がぼう芽更新であっても、天然下種等により伐採後に新たに更新対象地に発生した稚樹、前生稚樹についても成立本数に含めて差し支えない。
- ⑤ ④の条件を満たす区域が全体の 6 割を下回る場合には、天然更新補助作業又は植栽により更新作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

次の表に示す期間内にできるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	天然更新については、天然下種又はぼう芽更新によるものとし、伐採完了の翌年度から 5 年を経過するまでの日とする。それまでに天然更新するべき本数が満たない場合は、伐採完了の翌年度から 7 年を経過するまでに天然更新補助作業または植栽を行う。
--------------	---

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100メートル以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定で町長は伐採の届出を行わないで立木を伐採した者が引き続き伐採をし、又は伐採後の造林をしない場合、災害の発生するおそれ等があると町長が認めたときは、伐採の中止又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。この伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木本数

2 の (2) による。

5 その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じて、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林を推進し、森林の健全性を確保するものとする。

集落や主要な幹線道路沿いの急斜面地等の伐採跡地において雪崩や落石等の被害が危惧される場合は、適切な造林により早期の成林回復に努めることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合いを勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）								標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目		
スギ	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 中仕立て 中・大径材生産	3,000本	(13)	(16)	20	26	33	41	51※	65※	生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図及び林分収穫予想表等によって、適正な本数になるよう実施する。	

※は長伐期施業を実施する場合の間伐時期。

() 書きは除伐または、間伐で生育状況により実施する。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次の表に示す内容を基準として、該当森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ～19	20～ 30
雪起こし	スギ			△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	
下刈り			○	◎	◎	◎	○	○	○	○	△	△			
除 伐														△	
枝打ち														△	△
つる切り														△	△
根ぶみ			△												
林地肥培			△	△	△									△	△
鳥獣害防止対策			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注 1 ◎は年2回、○は年1回行う。△は必要により実施する。

2 保育作業は必要がない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準を超えても作業を継続する。

3 上記は「中仕立て」の場合であるが、「密仕立て」についても基本的に「中仕立て」に準ずるものとする。

【保育の標準的な作業方法】

保育の種類	内 容
雪起こし	幹の通直性を高めるとともに林分の健全性と成林率の向上を目的として行い、消雪後直ちに行う。
下刈り	造林木が下草に被圧されるのを防ぐため下草より抜け出るまで行う。局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業により年1回又は2回行う。 下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定める。
除伐	造林木の健全な生育を図るため造林木の成長を阻害し、将来阻害が予想される侵入木（不用木）や、形質不良な造林木（不良木）を除去する。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して有効なものは保存して育成する。
枝打ち	病虫害等の発生を予防するとともに材の完満度を高め、優良材を得るために行う。枝打ちの時期は、樹木の成長休止期がよく、最適期は晩冬から成長開始直前の早春にかけて行う。
つる切り	造林木につるが巻きつき樹幹を覆って被圧する等の害を与えるため、これを除去する。下刈り、除伐時に併せて行う等適時適切に行う。
根ぶみ	苗木が雪に引っ張られ根切れや根抜けが起こり浮根となるため苗木の周辺を踏みかためる。植栽翌年の春において融雪後直ちに行うほか、根浮があればその都度行う。
林地肥培	施肥効果が確実な立地条件を具備する林地及び土壌の改良を必要とする林地を主体に行う。特に、生産力の低い地位Ⅲ等地では、初期成長の促進、保育作業効果の増大を目的として幼齢林施肥を行う。 生林後の幹の形質向上を目的として、必要に応じ枝打ち、間伐後に施肥を行う。
鳥獣害防止対策	野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を駆除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

3 その他必要な事項

（１）木材生産機能の維持増進を図る森林において推進すべき間伐及び保育に関する事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林においては、森林の健全性を確保するため、自然条件や経営目的に応じ、適切な保育及び間伐を推進するものとする。

（２）育成複層林施業等における間伐及び保育に関する事項

育成複層林施業における除伐及び間伐については、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。特に間伐については、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維持に配慮しながら実施することとする。また、長伐期施業にあっても林木の過密化による林内相対照度の低下を防止するため、公益的機能の維持を考慮しながら適時間伐を実施することとする。

（３）搬出間伐に関する事項

搬出間伐については、列状間伐施業や施業団地の集約化を図りながら路網整備と効率的な高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入に努めることとする。

(4) 溪流沿いにおいて間伐する場合に推進すべき事項

溪流沿いにおいて間伐する場合は、豪雨時に残枝や間伐木が流出しないよう配慮するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、関係機関の指導や森林組合等の意見の聞き取り、置賜国有林の地域別の森林計画書（東北森林管理局）に定められている公益的機能別森林の区域を勘案し下記のとおり設定した。

(1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが水源林造成事業を実施している森林については、その事業目的及び保安林の指定目的等により当該区域に設定する。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表2により定める。なお、保安林に指定され指定施業要件（択伐、禁伐等）のある森林については、要件に定められている施業とし、その森林の区域については別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針	広葉樹	
					用材	その他
別表2のとおり	60年	55年	50年	65年	85年	40年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林等。

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林等。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

④ 長伐期施業による木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

やまがた森林と緑の推進機構による造林地等、経営改善や環境保全の観点から長伐期施業による木材生産機能の維持増進を図る森林。

具体的には、森林と緑の推進機構造林地等で経営改善や環境保全の観点から、保安林等に指定されていない森林のうち長伐期施業による木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を、アの④に掲げる森林においては、森林経営改善や環境保全の観点から木材生産を踏まえた長伐期施業を推進することとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができるよう森林施業については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」、「複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）」又は主伐の時期をおおむね 80 年とする「長伐期施業」を標準とし、それぞれの森林の区域については別表 2 により定める。なお、保安林に指定され指定施業要件（択伐、禁伐等）のある森林については、要件に定められている施業とし、その森林の区域については別表 2 により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種			
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針
別表 2 のとおり	80 年	80 年	80 年	80 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

また、この区域内に特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。区域の設定については、山形県森林研究研修センターが行うスギ造林適地に関する研究を参考とし、原則として下記に示す自然条件と作業性条件を備えた小班を有する林班を対象とする。

①自然性条件

標高 700m 未満、斜面方位は南から西（方位角 135 度から 315 度）

②作業性条件

傾斜角 20 度未満、林道から 50m 以内

なお、現地の状況により、施業区域が「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の条件を満たさないと判断される場合は、あらかじめ置賜総合支庁の山形県林業普及指導員又は、小国町林務担当課と相談し、意見を踏まえたうえ、適切な施業方法等について決定する。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合及び特に効率的な施業が可能な森林における人工林を伐採する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。

育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林法第 10 条の 11 第 2 項に規定する施業実施協定の促進については、特定非営利法人等の活動状況等を勘案して指導や助言を行うこととする。

(2) その他

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林所有者数は2,059人であり、森林の保有規模は、5ha未満の所有者が81.2%を占め極めて零細であり長期にわたる林家の収益性の低下等とも相重なり、森林の経営に対する山林所有者の意欲は薄れている。このことから、施業の集約化等によるスケールメリットを活かした森林施業を進めるため、森林所有者の合意形成や森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業体への長期受委託の促進を図るものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。これらの取り組みに加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業体の育成を図り、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや、施業の集約化に取り組む者に対する長期の受委託などに必要な情報の提供や助言、あつせんや森林組合等による地域説明会の開催等による合意形成を図るものとする。

また、意欲と能力のある林業事業体への施業等の集約化を図るため、施業の長期受委託を促進するものとする。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期受委託が円滑に進むよう、造林、保育並びに伐採に必要な育成権限や伐採した木竹の処分権限、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を明確にすることに留意することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業事業体体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用する。

5 その他必要な事項

森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図る観点から、知事又は町長が、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施していく上で、森林所有者を把握することは極めて重要である。

このため、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者数は2,059人であり、森林の保有規模は、1ha未満1,077人(52.5%)、1～5ha未満595人(28.9%)で、5ha未満の所有者が81.2%を占め極めて零細であり、林家の収益性の低下等とも相重なり、森林の経営に対する山林所有者の意欲は薄れている。

また、在村・不在村別面積は、在村が13,113ha(67.6%)、不在村2,997ha(15.4%)で、更に不在村のうち県内が889ha(4.6%)、県外は2,108ha(10.7%)となっている。

これらの事情を踏まえ、国有林との共同施業団地協定や町や林業事業体を中心となり定期的に集落座談会等を開催し、施業の種類、路網整備、実施方法等の具体的な内容や費用負担について十分に話し合い、合意を得ながら小国町森林施業共同化重点的实施地区内に計画した共同化実施区域について施業の共同化を進めていくものとする。

なお、現在、共同施業団地で取り組んでいる「小国町黒沢・種沢・大滝地区」については、令和4年度更新予定の新たな枠組みにより、森林整備推進協定書に基づき実施していくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小国町における民有林人工林率は23%であるが、そのうち保育を必要とするV齢級以下の林分は66.85haである。これら森林の整備を進めるため、森林所有者に森林施業に対する理解を得て、林業事業体との施業受委託の締結を図り計画的な事業実施、路網整備のため、共同化区域内の森林所有者と林業事業体で施業実施協定の締結を進める必要がある。

具体的方法として、町と林業事業体を中心となり集落座談会等を実施し、理解と協力を求めていくとともに各種情報資料の提供を行う等、連携を図りながら進める。必要に応じて、搬出間伐の現地説明会を行い、作業コスト軽減を目指した高性能林業機械を使用した現在の作業システムと、そのために必要となる路網整備や境界明確化の理解を進めることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業・路網整備等を行う際は、次の事項を旨として行うこととする。

- (1) 共同で森林施業・路網整備等を実施する者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明らかにしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明らかにしておくこと。
- (3) 共同施業実施者のうち一人が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないように、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同施業実施者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし。

○森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

(単位：ha)

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
小渡	小渡	5 4	❶
今市・栃倉	今市、栃倉	8 5	❷
折戸	折戸	5 3	❸
驚	驚	4 5	❹
小股	小股	1 0 9	❺
五味沢	五味沢	2 3	❻
長沢・越中里	長沢、越中里	1 3 4	❼
貝少	貝少	5 7	❽
大宮	大宮	3 9	❾
田沢頭	田沢頭	1 7 1	❿
綱木箱口	綱木箱口	8 3	⓫
大滝	大滝	1 6 3	⓬
杉沢	杉沢	7 0	⓭
小玉川	小玉川	1 7 2	⓮
沼沢	沼沢	1 4 5	⓯
新股	新股	1 6 8	⓰
計		1, 5 7 1	

※ 総面積と地区別面積の合計は、四捨五入により一致しない。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道や林業専用道、森林作業道等車両や林業機械が走行する路網について、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網を整備し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで、効率的な作業システムを構築するものとする。路網密度の目標は下表のとおりとする。

[路網整備の基本的な考え方]

区 分	内 容	備 考
林 道	一般車両及び林業用車両の走行を想定	路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。
林業専用道	10t 積トラック等の林業用車両の走行を想定	
森林作業道	フォワーダ等の集・運材作業車両の走行を想定	

[路網整備の目標]

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～25°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (26° ～30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (31° ～35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

参 考： 山形県森林作業道作設指針（R3.4.8 改正）引用

※注1： 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

※注2： 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとする。

※注3： 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用するものとする。

2 路線整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり定める。

[路網整備等推進区域]

路網整備等推進区域 () は林班	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
沼沢 (267～273、287、288)	427	鷹巣場線他	31,000m	(1)	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、「林道規程」(昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知)、又は「林業専用道作設指針」(平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める林業専用道作設指針及び運用細則(平成 23 年 1 月 4 日付け 1 森第 17 号制定)に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については次のとおり定める。

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長 (km) 及び箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
開設	自動車 道		大字沼沢	沼沢線	1 箇所 7.0km	427	○	①	改築
開設計				4 路線	1 箇所 7.0km	427			

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長 (km) 及び箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
拡張	自動車 道	林業専 用道	大字尻 無沢	尻無沢 線	1 箇所 1.8km	221	○	②	路面 改良
拡張	自動車 道		大字舟 渡	沖庭線	1 箇所 3.6km	110	○	③	路面 改良
拡張計					2 箇所 5.4km	331			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通

知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日林野基第158号林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとする。

また、平成28年度において、町では、森林組合及び地元木材生産業者との間に、「災害時における緊急的な交通確保のための応急復旧支援に関する協定」を締結した。

これにより、災害時における速やかな基幹路網の機能回復に努めていくものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知)を基本として、山形県森林作業道作設指針(令和3年4月8日付け森林第64号改正)により開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林、国有林間で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めていくこととする。

なお、路網整備にあたっては、効率的な森林施業を確保するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施することとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働者の育成にあたっては、森林施業の中核的役割を果たす森林組合等の林業事業体の更なる充実、経営体質の強化が不可欠であり、労働環境の改善、作業の効率化、質的向上、機械化、通年雇用対策に引き続き取り組み、地域林業の担い手としての若者の育成に努める。

更には、新卒者、U J I ターン者をはじめ、他業種からの転職者、林業施業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修や講習等について、県や林業事業体と連携して実施していく。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

機械化の促進方策としては、森林組合等、林産事業の核となる事業主体が補助事業等の利用により計画的に導入を図れるよう支援するとともに、導入後の有効利用を図るため、オペレーターの養成研修会等への参加を促し機械操作者の養成を図ることとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐倒 造材 集材	荒川流域 緩傾斜	チェーンソー フォワーダ スイングヤーダ バックハウグラップル付 ハーベスタ、プロセッサ、 グラップルソー	チェーンソー フォワーダ スイングヤーダ バックハウグラップル付 ハーベスタ、プロセッサ、 グラップルソー
	荒川流域 急傾斜	チェーンソー スイングヤーダ バックハウグラップル付	チェーンソー スイングヤーダ バックハウグラップル付
造林 保育	地拵え	人力、刈払機、チェーンソー	人力、刈払機、チェーンソー
	植 栽	人力	人力
	下刈り	人力、刈払機	人力、刈払機
	除 伐	人力、刈払機、チェーンソー	人力、刈払機、チェーンソー
	枝打ち	人力	人力、枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物

林産物については、機械、施設等の整備を行っていないながら生産を行ってきたところである。現在、製材工場1箇所、木材業・製材業1事業体、製材倉庫1箇所、チップ工場2箇所となっており、4事業体により運営を図っている。

しかし、社会的、経済的な環境の変化と木材価格の低迷により、林業事業体が減少してきていることから、高性能機械等の導入による、作業の効率化等が必要となってきた。

近年、世界的な地球温暖化により環境破壊が発生し、温暖化を引き起こす要因となっている二酸化炭素削減が求められており、本町では、役場庁舎や町道の一部歩道並びに町立小国小学校の熱源として木質チップボイラーを導入して、森林を活用した‘白い森の国おぐに’独自のエネルギー利用を進めているところである。本町は、木質バイオマスの燃料調達に適した環境にあり、化石燃料に代わるエネルギー資源を

豊富に保有していることから、林産物生産施設の規模を徐々に拡大しながら広葉樹はもとより伐採跡地の残材や間伐材等の地域資源を有効に活用していくこととする。

(2) 特用林産物

本町は、飯豊・朝日山系に囲まれ、地形及び気候的条件から自然資源に恵まれており、山菜やきのこ類については、県内有数の生産地である。全国的な自然食ブームや自然食志向が高まりをみせるなか、特用林産物の知名度も年々高まっている。

生産量については、山菜類が約 150t、きのこ類が約 6.2t となっており、個人による生産や国有林（共用林野）からの採取のほか、観光わらび園での採取や転作田を利用した生産も多く行われている。

特に、町内 9 箇所の観光わらび園には、年間約 1 万人前後の入園者があり、賑わいをみせていることから、今後、沼沢地内において、新たにわらび園を造成し開園する予定である。

また、きのこ類の生産については、これまできのこ菌床の確保が課題となっており普及が進まなかったが、きのこ菌床製造施設を整備したことにより、今後、新規担い手の確保と生産拡大に向けて振興を図っていくこととする。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
素材生産用機械 （ハーベスタ）	町内	1 台		町内	2 台		
〃 （プロセッサ）	〃	10 台		町内	10 台		
〃 （スウィングヤーダ）	〃	0 台		町内	1 台		
〃 （フォワーダ）	〃	9 台		町内	9 台		
〃 （バックホウ）	〃	11 台		町内	11 台		
〃 （架線用集材機）	〃	1 台		町内	1 台		
〃 （トラック）	〃	24 台		町内	25 台		
〃 （グラップルソー）	〃	6 台		町内	6 台		
〃 （グラップル）	〃	17 台		町内	17 台		
〃 計	〃	79 台		町内	82 台		

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模(m ²)	対図番号	
製材工場	西		①				
木材業	杉沢		②				
製材倉庫	西		③				
貯木場	伊佐領		④				
〃	杉沢		⑤				
〃	〃		⑥				
チップ製造施設	杉沢		⑦				
〃	伊佐領		⑧				
木工館	五味沢		⑨				
特用林産物展示販売施設	綱木箱口		⑩				
特用林産物流通加工施設	〃		⑪				
〃	河原角		⑫				
〃	小国町		⑬				
白い森よこね物産品直売所	小国小坂町		⑭				
山菜生産施設(わらび園)	若山	8ha	⑮				
〃	新股	70ha	⑯				
〃	〃（豊里）	10ha	⑰				
〃	金目	7.5ha	⑱				
〃	片貝	30ha	⑲				
〃	河原角	60ha	⑳				
〃	小玉川	50ha	㉑				
〃	樽口	25ha	㉒				
〃	白子沢	14ha	㉓				
〃				沼沢	10ha	㉔	鷹巣場

今後も施設の推移をみながら、適正な施設の設置を検討していく

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模(m ²)	対図番号	位置	規模(m ²)	対図番号	
山菜生産施設（しいたけ）	種沢		㊦				
〃	岩井沢		㊧				
〃	樽口		㊨				
〃	朝篠		㊩				
山菜生産施設（まいたけ）	樽口		㊪				
きのこ菌床製造施設	小国小坂町		㊫				
特用林産物加工施設（つる細工等）	伊佐領		㊬				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定
該当なし。
- (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

平成17年から発生したナラ枯れ被害は、平成21年をピークに減少し、平成29年度以降国有林・民有林ともに新たな枯死木は確認していない。しかし、枯死木は年数が経過すると落枝や枝折れが発生することから、森林病虫害等の被害対策は、国有林・民有林が連携した対策の実施に努める。加えて町民への2次被害防止などの注意喚起を行い、一般森林所有者の協力を得られる環境づくりを行うこととする。

＜枯死木伐倒の状況＞

年度	H29	H30	R1	R2	R3
本数	67本	72本	50本	0本	0本

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

- (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
ナラ枯れ被害対策は、国、県、森林組合、町等で連携を図り、被害の把握や防除の実施など被害の状況等に応じた適切な対策を実施していくことと併せて、おとり丸太設置による合成フェロモンを用いた面的防除手法と、チップ材等の原料としての利用により材の中のカシノナガキクイムシを駆除し、広葉樹の伐採による天然更新をすすめ被害の再発防止を図ることとする。
- (2) その他
その他の病虫害については、ナラ枯れ被害同様に、国、県、森林組合、町等で連携を図り、被害の把握や防除の実施など適切な対策を実施し、町民への被害内容の周知を図り、被害の理解を進めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣はツキノワグマとニホンジカとし、近隣市町村や国有林との情報共有や被害対策などの連携を図りながら効果的な対策を実施することとする。

ア) ツキノワグマ

ツキノワグマによるスギ林のクマ剥ぎ被害は、町内各地で確認されており、関係機関の協力を得ながら、その対策手法（荒縄巻き、生分解性テープ巻き、枝条集積、忌避材の塗布等）の確立に取り組む。なお、被害が甚大な場合は、関係機関と連携を図りながら個体数調整のための捕獲を行う。

イ) ニホンジカ

目撃情報は少ないが、今後、生息数が多数確認され、食害による森林の機能への被害が懸念される場合は、その対策手法（忌避材の散布や防護柵の設置等）の確立に取り組むとともに、関係機関

と連携を図りながら有害捕獲を行う。

3 林野火災の予防の方法

山林での火入れが行われる春季に、国、県、西置賜行政組合、町が協力し山火事予防を呼びかけるとともに、小国町森林等の火入れに関する条例に伴う届出の周知に努め、安全な火入れ作業の実施を図ることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

ナラ枯れによる枯死木

森林の区域	備 考
ナラ枯れ枯死木 道路、公園内遊歩道、公共施設の周囲等、 一般利用者の通行する沿線	

(2) その他

森林病虫害獣の防除に関しては、隣接市町や国有林との情報共有や被害対策など連携を図りながら効果的に被害を防止するよう努めることとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、大字小玉川地内に整備した、森林セラピー基地内でセラピー事業を実施している温身平（国有林）に隣接する次の林地（町有林）を区域とする。

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
小玉川	234 い	31.39	—	28.83	2.56	—	—	水源かん養保安林 保健保安林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施 業 の 区 分	施 業 の 方 法
造林、保育、伐採その他の施業	保安林指定施業要件による

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

（1） 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該当なし

（2） 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高（m）	備 考
	設定はしない。	

4 その他必要な事項

現在の森林環境を維持していくことを目的に施業を行う。特にナラ枯れ被害に対しては、立木の健全性維持作業、被害木は薬剤注入による病虫害駆除と必要に応じて伐倒を行い、被害拡大防止と利用者の安全確保を図ることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる地域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
北部区域	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70 (69 林班)	3,416.93
本庁区域	71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,181,182,183,184,185,186,187,188,189,190 (120 林班)	5,541.47
南部区域	192,193,194,195,196,197,198,199,200,201,202,203,204,205,206,207,208,209,210,211,212,213,214,215,216,217,218,219,220,221,222,223,224,225,226,227,228,229,230,231,232,233,234,245,246,247,248,249,250,251,252,253,254,255,256,257,258,259,260,261,262,263 (62 林班)	3,837.94
白沼区域	264,265,266,267,268,269,270,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282,283,284,285,286,287,288,289,290,291,292,293,294,295,296,297,298,299,300,301,302,303,304,305,306,307,308,309,310,311,312,313,314,315,316,317,318,319,320,321,322,323,324,325,326,327,328,329,330,331,332,333,334,335 (72 林班)	3,860.83
東部区域	336,337,338,339,340,341,342,343,344,345,346,347,348,349,350,351,352,353,354,355,356,357,358,359,360,361,362,363,364,365,366,367,368,369,370,371,374,381,388,389,390,391,392,393,394,395,396,397,398,399 (50 林班)	2,749.54

合 計	19,406.71
-----	-----------

※ 総面積と区域別面積の合計は、四捨五入により一致しない。

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を対象とした J I ターン者等の定住を図るため、公営住宅や空き家等の情報収集やその提供の方法について関係機関と協議を行いながら整備をしていくこととする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当町では、かつて森林から山菜・キノコ等の食材、薪や木炭の材料として木材を得るとともに、それを継続的に得られる採取の技術を活用し生活してきた。この生活技術の再度評価を行いながら、新たな産業の創出を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

当町は、町土の約 94%が森林で占められている。そのほとんどがブナを中心とした広葉樹であることから、町全体を「白い森公園」と位置づけ自然環境と森林資源の保全培養に努めるとともに、健康の森横根、町民の森といった森林公園、おぐに白い郷土の森のようにブナ林をはじめとした森林生態系等の学術研究、自然観察の場を整備してきた。

また、森林が持つ癒し効果を生かして健康増進やリハビリテーションに役立てる「森林セラピー」が平成 18 年に、大字小玉川地内の温身平を中心とした区域が森林セラピー基地として認定を受けた。今後は、温身平に加え、これまで整備を行ってきた健康の森横根、町民の森、おぐに白い郷土の森それぞれに持つ森林空間の特徴を活用し、森林レクリエーション空間に加え、癒し空間としての利用を進めていくこととする。

○ 森林の総合利用関係施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
休養・休憩施設	小玉川	1.5ha	該 当	な し	▽1
健康の森横根	小坂町	180ha			▽2
観察学習林	玉 川	100ha			▽3
町民の森	大 宮	7ha			▽4
おぐに白い郷土の森	金 目	185ha			▽5
温身平	小玉川	300ha			▽6

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取り組みに関する事項

広く町民が森づくり活動に参加できるよう支援を進めていく。

（２）上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし。

（３）その他

該当なし。

6 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

水源かん養保安林				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
135 イ、180 イ、253 ロ、277 イロ、278 イロ、279 イロ、280 イ、281 イロ、289 イ、290 イ、291 イ、 292 イ、302 イロハ ニホ、303 イ、305 イ、306 イロ、307 イロ、322 イロ、323 イ、324 イロ、325 ハニ、326 イロ、333 イロ、334 イ、335 イ	1,147.44	指定施業要件によ る		
水源かん養保安林 兼 保健保安林				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
47 イ、48 イ、51 イ、 183 ロ	149.33	指定施業要件によ る		
水源かん養保安林 兼 保健保安林 兼 国立公園特別地域第二種特別地域				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
234 イ	30.09	指定施業要件・自然 公園区域内に定めら れた施業方法による		
水源かん養保安林 兼 保健保安林 兼 鳥獣特別保護				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
183 ロ	7.18	指定施業要件・鳥獣 保護区（特別保護地 区）に定められた施 業方法による		
水源かん養保安林 兼 砂防指定地				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
135 イ	0.04	指定施業要件・砂防 指定地内における行		

		為制限による		
土砂流出防備保安林				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
7 イ、9 イ、13 イ、 14 イロ、25 イロ、 26 ロ、27 イ、72 イ、 91 ロ、96 ロハ、99 イ、137 イ、138 イ、 186 イ、230 イ、231 イ、267 ロハニホヘ トチリヌ、268 イハ ニホヘトチ、269 イ ロヘ、270 イ、274 イロ、275 イロハ、 276 イロ、342 イ、 351 ロ、354 イロハ、	639.45	指定施業要件によ る		
土砂流出防備保安林 兼 干害防備保安林				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
13 イ、14 イロハ	58.38	指定施業要件によ る		
土砂流出防備保安林 兼 保健保安林 兼 国立公園特別地域第二種特別地域				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
189 イロ、190 イ	122.03	指定施業要件・自然 公園区域内に定めら れた施業方法による		
なだれ防止保安林				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
69 ロ、72 イ、126 ロ、210 ロ、233 ニ、 262 ホ、267 ル、339 イ、390 イ、392 イ ロ	38.07	指定施業要件によ る		
保健保安林				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
183 イ、190 イ、194 イハ、195 イ	19.89	指定施業要件によ る		

砂防指定地				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
19 ロ、21 イロ、35 イ、36 イ、38 ロ、 42 イ、44 イ、45 イ、 46 イ、49 イ、52 ロ、 53 ロ、65 ロ、89 ロ、 90 イ、121 イ、122 イ、134 イ、136 イ、 201 ロ、204 イ、205 イ、217 イ、221 イ、 222 イ、225 イ、229 イ、233 ニ、264 ヘ、 265 ロハニ、304 イ、 308 イ、312 ハ、313 イ、314 イ、315 イ、 316 イ、317 イ、347 イ、356 ロ、389 ロ、 390 イ	110.95	砂防指定地内にお ける行為制限によ る		
国立公園特別地域第二種特別地域				
森林の所在	面積 (ha)	施業の方法		備考
		伐採方法	その他	
189 ロハ、190 イロ ハ、233 イロハニ、 234 イ、262 イロ、 263 イロハ	201.67	自然公園区域内に 定められた施業方 法による		

(2) 木質バイオマス等の普及促進について

地域の特性にあった新たな政策として、町内で発生する未利用間伐材等の有効利用を推進するとともに、隣接市町の木質バイオマス関連施設と連携を図りながら森林資源の適切な利用に努めるものとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6、7、8、9、10、11、12、13、14、 15、16、17、18、19、20、21、22、 23、24、25、26、27、29、30、31、 32、33、34、35、36、37、38、39、 40、41、44、45、46、47、48、49、 50、51、52、53 イ、54、55、56、 57、58、59、60、61、62、63、64、 65、66、67、68、69、70、71、72、 73、74、75、76、77、78、79、80、 81、82、83、84、85、86、87、88、 89、90、91、92、93、94、95、96、 97、98、99、100、101、102、103、 104、110、111、112、113、114、 115、116、117、118、119、120、 121、122、123、124、125、126、 127、128、129、130、132、133、 134、135、136、140、143、144、 145、146、149、150、151、152、 153、154、155、156、157、158、 159、160、161、162、163、164、 165、166、167、168、169、170、 171、172、173、174、175、176、 177、178、179、180、181、182、 183、184、185、186、192、193、 194、195、196、197、198、199、 213、214、215、216、217、218、 219、220、221、222、223、224、 225、226、227、228、229、230、 231、232、233、234、245、256、 257、258、259、260、261、262、 266、267、268、269、270、271、 272、273、274、275、276、277、 278、279、280、281、282、283、 284、285、286、287、288、289、 290、292、293、294、295、296、 297、298、299、300、301、302、 303、304、305、306、307、308、 309、310、311、312、313、314、 315、316、317、318、319、320、	16,743.64ha

	321、322、323、324、325、326、 327、328、329、330、331、332、 333、334、335、336、337、338、 339、340、341、342、343、344、 345、346、347、348、349、351、 352、353、354、355、361、362、 363、364、365、366、367、368、 369、370、371、374、381、388、 389、390、391、392、393、394、 395、396、397、398、399	
土地に関する災害の防止及び土壌 の保全の機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林	9 イ、13 イ、14 イロハ、19 ロ、 25 ロ、26 ロ、27 イ、30 イ、35 イ ロハ、36 イ、37 イ、43、45 イ、 46 イ、47 イ、48 イ、53 イロ、55 ハ、65 ロ、67 イロ、69 ロ、70 イ ロ、72 イ、91 ロ、96 ロハ、99 イ、 103 イ、115 イロ 123 イロ、124 イ、126 ロ、127 イ、130 ロ、137 イ、138 イ、147 イ、152 イ、158 ハ、159 イ、161 イ、174 イロ、 178 ロ、179 イ、181 イ、182 ニ、 183 イロ、186 イ、189 イロハ、 190 イロハ、194 イハ、195 イ、 200 ロハ、201 ロ、202 イロ、203 ニ、204 イロ、205 イ 206 ハ、209 ニ、210 イロ、211 イ、216 イロ、 218 イロ、220 イ、230 イ、231 ロ、 233 イロハニ、234 イ、245 ロ、 253 イ、254 イ、258 ロ、259 ロ、 261 ハ、262 イロホ、263 イロハ、 264 ヘ、265 ロハニ、267 ハニホヘ トチリヌル、268 イハニホヘトチ、 269 イロ、270 イ、271 ロ、275 イ ロハ、276 イロ、285 ヘニホ、294、 295、296、297、298、299、312 ハ、 313 イ、314 イ、315 イ、316 イ、 317 イ、328、329、336 ハ、339 イ、340 イ、341 イロ、344 ロ、 350 イロ、351 ロ、353 イ、354 イ ロハ、357 イ、389 ロ、390 イ、 392 イロ、393 イ、398 ロ	1,031.99ha

	(上記のうち指定施業要件のある森林) 公益財団法人 山形県森林と緑の推進機構分収林	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	35 ロハ、37 イ、43、47 イ、48 イ、51 イ、53 イ、103 イ、183 イロ、189 イロハ、190 イロハ、194 イハ、195 イ、233 イロハ二、234 イ、262 イロ、263 イロハ (上記のうち指定施業要件のない森林)	696.29ha
長伐期施業による木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7 ロ、8 イ、10 イ、11 イ、22 イロハ、24 イロ、25 ロ、31 イ、32 イ、33 イロ、46 イ、48 イ、49 イ、54 イロ、56 ロ、57 イ、58 イ、72 イ、90 ロ、99 イ、100 イ、103 ハ、110 ロ、111 ハ、112 イ、113 イ、115 イロ、117 ハ、122 イ、123 ロ、126 イ、127 ロ、140 イ、144 イ、145 イ、152 イ、153 イ、158 ニ、160 イ、162 イ、163 イ、168 イロ、169 イ、174 ロ、179 イ、184 イ、185 イ、192 ロ、194 ハ、195 イ、196 イハ、213 ハ、214 イ、256 イロ、257 イロ、266 ロ、267 ロハニホヘトチ、271 イ、272 イ、274 イロ、283 ロハ、284 イロハニ、292 イ、293 イロハニホ、294 イロハ、295 イ、299 イ、304 イロ、307 ロ、308 イロ、310 イロ、311 イロ、312 ロ、316 イ、321 イ、325 イ、326 ロ、329 イロハ、336 ハニ、337 イ、338 イ、339 イ、340 イロ、341 イ、342 イ、343 イ、345 イロハ、346 ロ、351 イ、354 ロハ、393 ロ、396 イ	1,212.16ha

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、19、20、26、29、39、40、42、66、67、68、95、104、111、112、113、118、141、142、161、162、172、178、182、219、220、230、272、273、390、392	1,659.15ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	118	42.15ha

【別表 2】

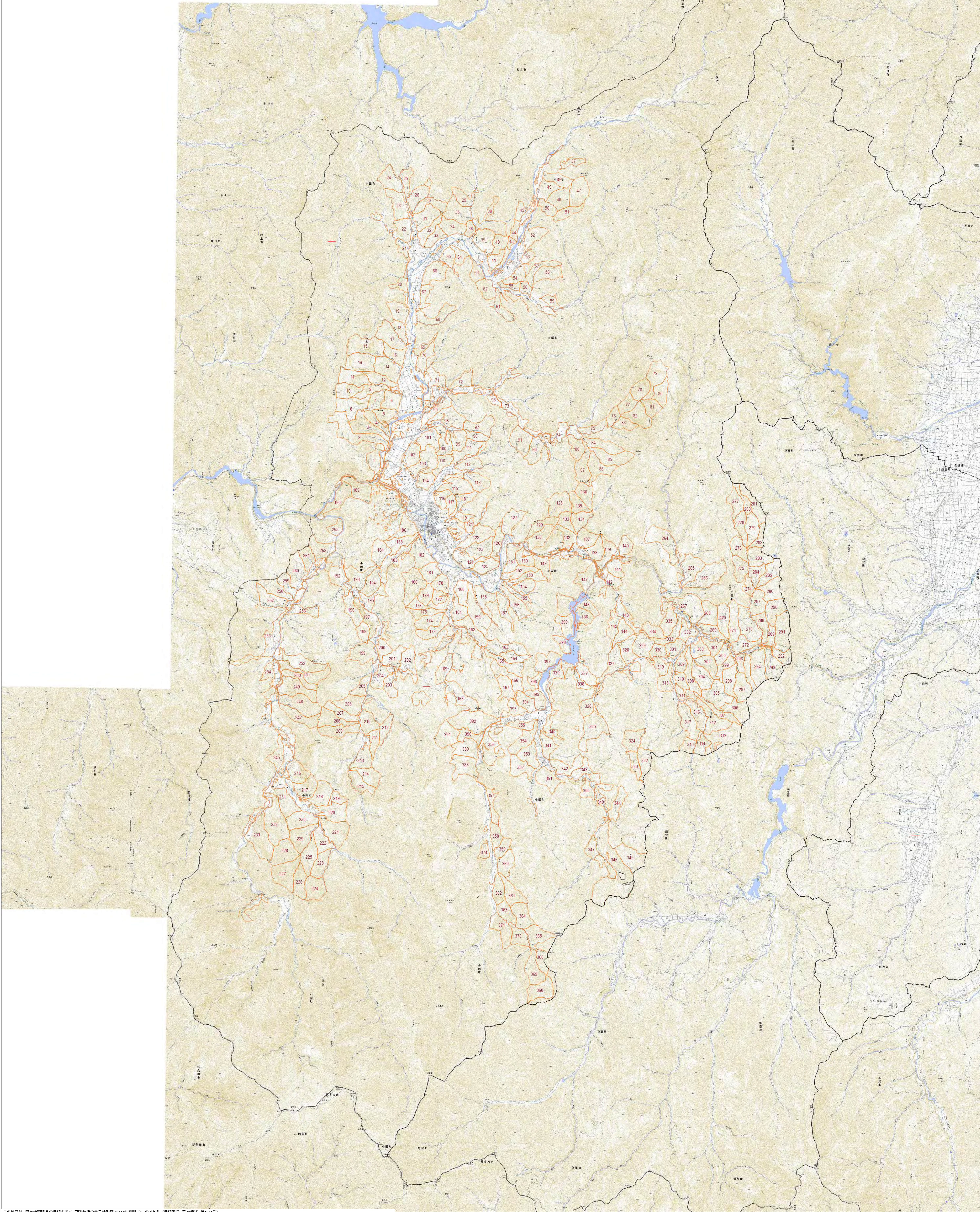
施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林（標準伐期齢+10）	6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53 イ、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、132、133、134、135、136、140、143、144、145、146、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、192、193、194、195、196、197、198、199、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、	14,852.64ha

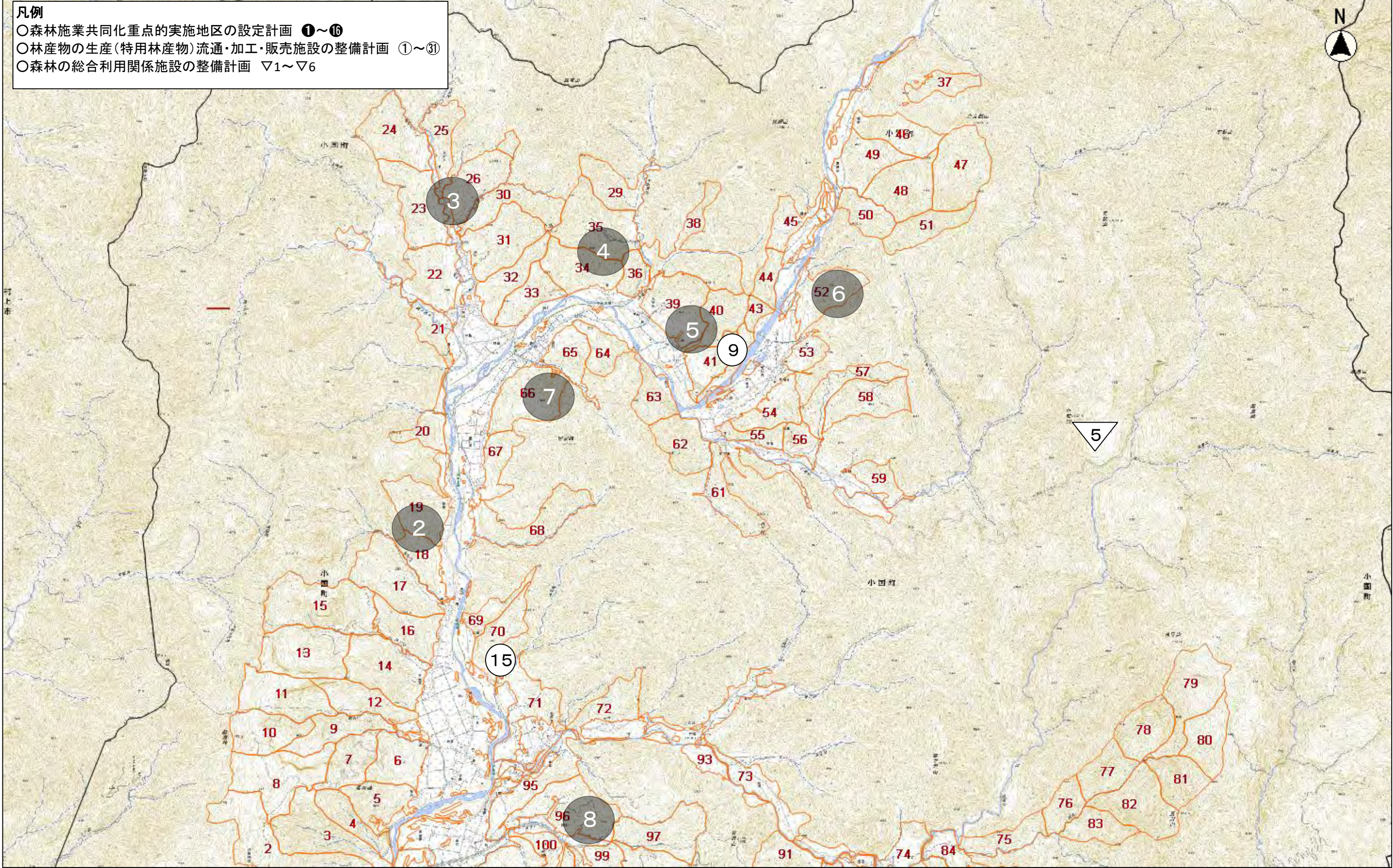
	231、232、233、234、245、256、 257、258、259、260、261、262、 266、267、268、269、270、271、 272、273、274、275、276、277、 278、279、280、281、282、283、 284、285、286、287、288、289、 290、292、293、294、295、296、 297、298、299、300、301、302、 303、304、305、306、307、308、 309、310、311、312、313、314、 315、316、317、318、319、320、 321、322、323、324、325、326、 327、328、329、330、331、332、 333、334、335、336、337、338、 339、340、341、342、343、344、 345、346、347、348、349、351、 352、353、354、355、361、362、 363、364、365、366、367、368、 369、370、371、374、381、388、 389、390、391、392、393、394、 395、396、397、398、399	
長伐期施業を推進すべき森林（標準伐期齢 80 年生）	7 口、8 イ、9 イ、10 イ、11 イ、 13 イ、14 イロハ、19 口、22 イロ ハ、24 イロ、25 口、26 口、27 イ、 30 イ、31 イ、32 イ、33 イロ、35 イロハ、36 イ、37 イ、43、45 イ、 46 イ、47 イ、48 イ、49 イ、53 イ ロ、54 イロ、55 ハ、56 口、57 イ、 58 イ、65 口、67 イロ、69 口、70 イロ、72 イ、90 口、91 口、96 口 ハ、99 イ、100 イ、103 イハ、110 口、111 ハ、112 イ、113 イ、115 イロ、117 ハ、122 イ、123 イロ、 124 イ、126 イロ、127 イロ、130 口、137 イ、138 イ、140 イ、144 イ、145 イ、147 イ、152 イ、153 イ、158 ハニ、159 イ、160 イ、161 イ、162 イ、163 イ、168 イロ、169 イ、174 イロ、178 口、179 イ、181 イ、182 ニ、183 イロ、184 イ、185 イ、186 イ、189 イロハ、190 イロ	2,028.74ha

		ハ、192 ロ、194 イハ、195 イ、196 イハ、200 ロハ、201 ロ、202 イロ、203 ニ、204 イロ、205 イ 206 ハ、209 ニ、210 イロ、211 イ、213 ハ、214 イ、216 イロ、218 イロ、220 イ、230 イ、231 ロ、233 イロハニ、234 イ、245 ロ、253 イ、254 イ、256 イロ、257 イロ、258 ロ、259 ロ、261 ハ、262 イロホ、263 イロハ、264 ヘ、265 ロハニ、266 ロ、267 ロハニホヘトチリヌル、268 イハニホヘトチ、269 イロ、270 イ、271 イロ、272 イ、274 イロ、275 イロハ、276 イロ、283 ロハニ、284 イロハニ、285 ヘニホ、292 イ、293 イロハニホ、294、295、296、297、298、299、304 イロ、307 ロ、308 イロ、310 イロ、311 イロ、312 ロハ、313 イ、314 イ、315 イ、316 イ、317 イ、321 イ、325 イ、326 ロ、328、329、336 ハニ、337 イ、338 イ、339 イ、340 イロ、341 イロ、342 イ、343 イ、344 ロ、345 イロハ、346 ロ、350 イロ、351 イロ、353 イ、354 イロハ、357 イ、389 ロ、390 イ、392 イロ、393 イロ、396 イ、398 ロ （上記のうち指定施業要件のない森林） 公益財団法人 山形県森林と緑の推進機構分収林	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	127 イ、183 イロ、189 イロ、190 イ、194 イハ、195 イ、233 ニ、234 イ、354 イ （上記のうち指定施業要件のある森林）	189.61ha

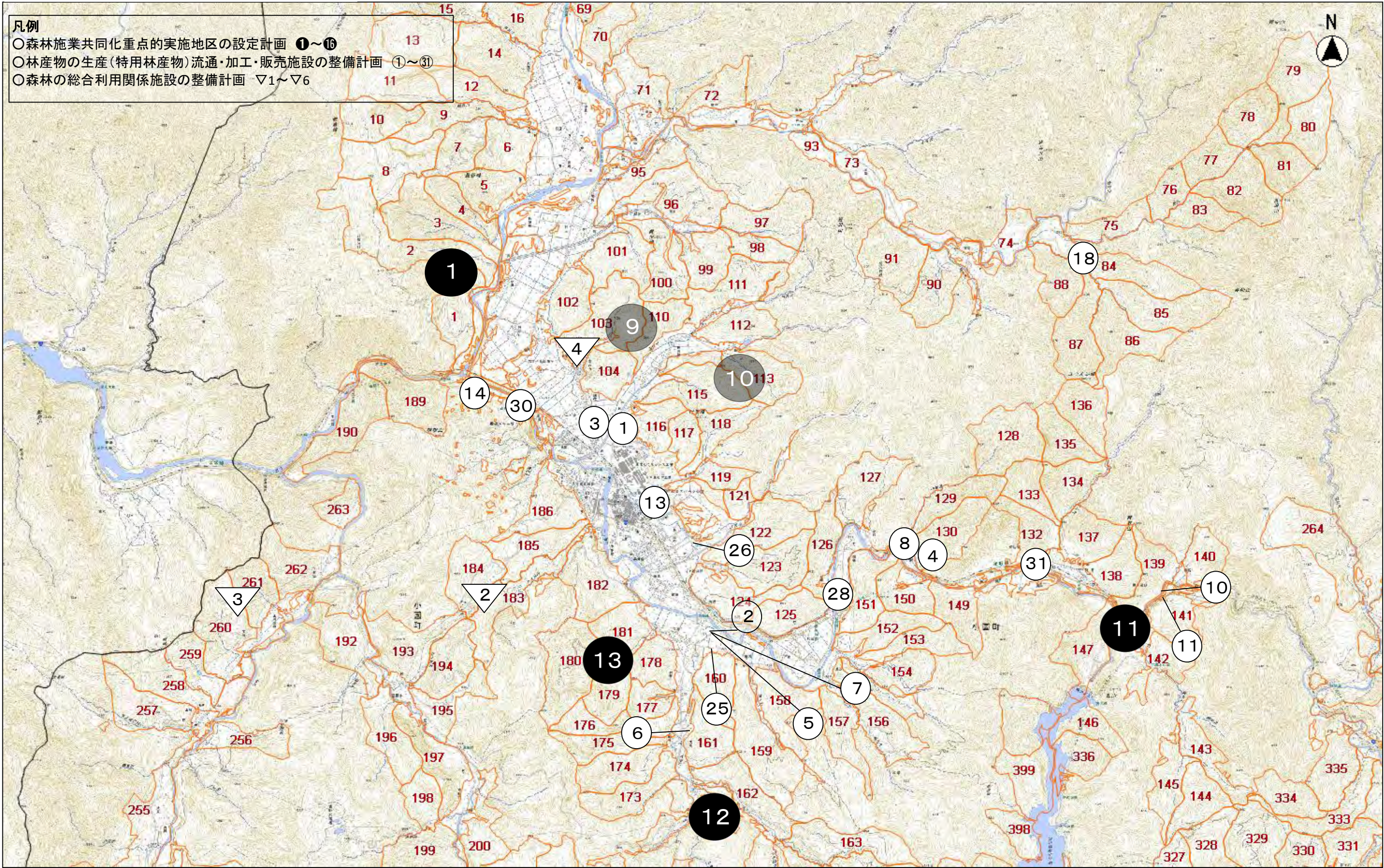
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	
皆伐を禁止する森林	9 イ、25 ロ、26 ロ、30 イ、69 ロ、72 イ、126 ロ、182 ニ、183 イ、186 イ、210 ロ、245 ロ、254 イ、262 ホ、267 ロハニホヘトチリヌル、268 イニホヘトチ、269 イロ、339 イ、390 イ、392 ロ（上記のうち指定施業要件のある森林）	64.13ha

令和3年度 山形県小国町 森林整備計画 林班図

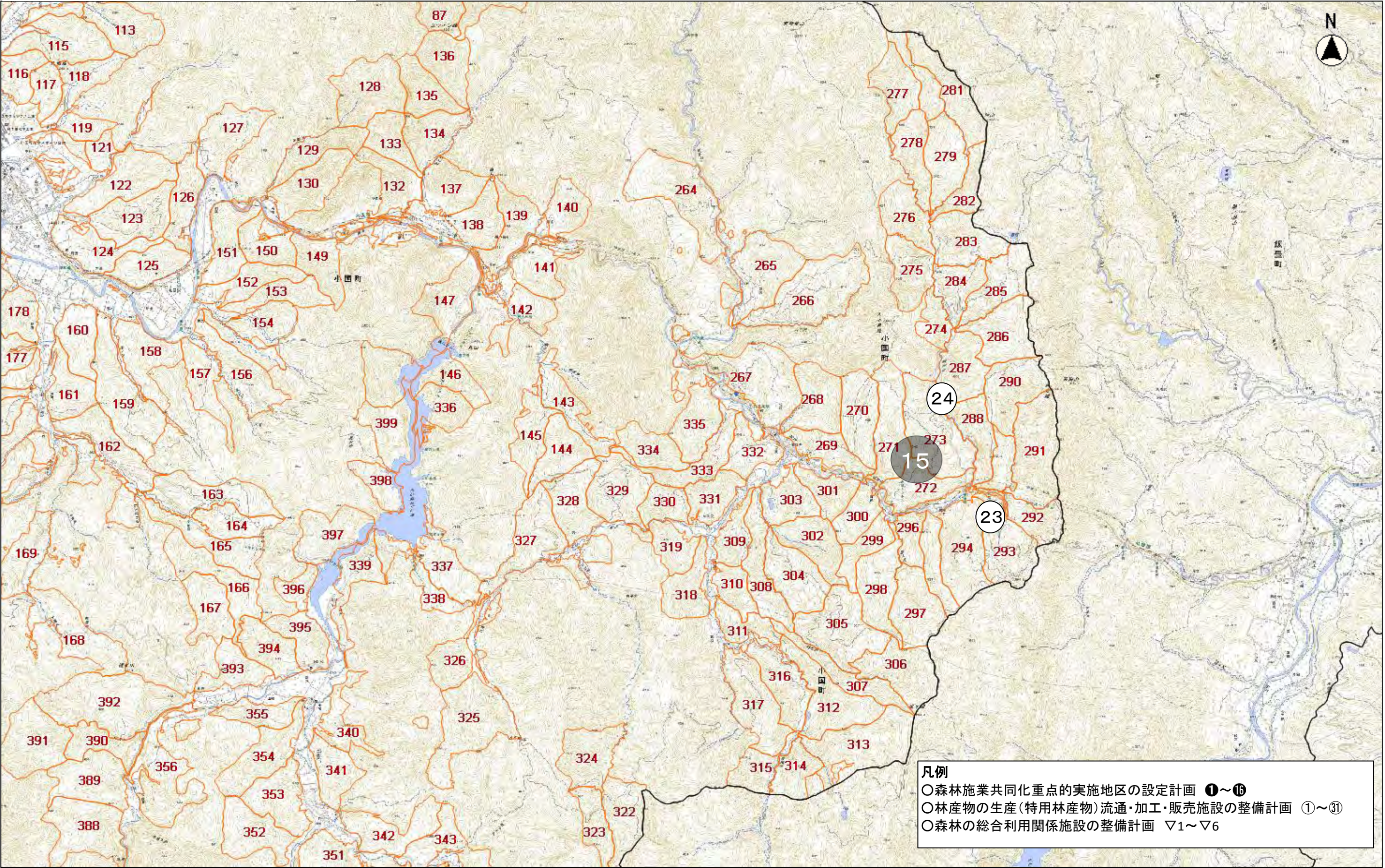




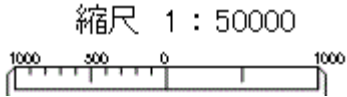
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

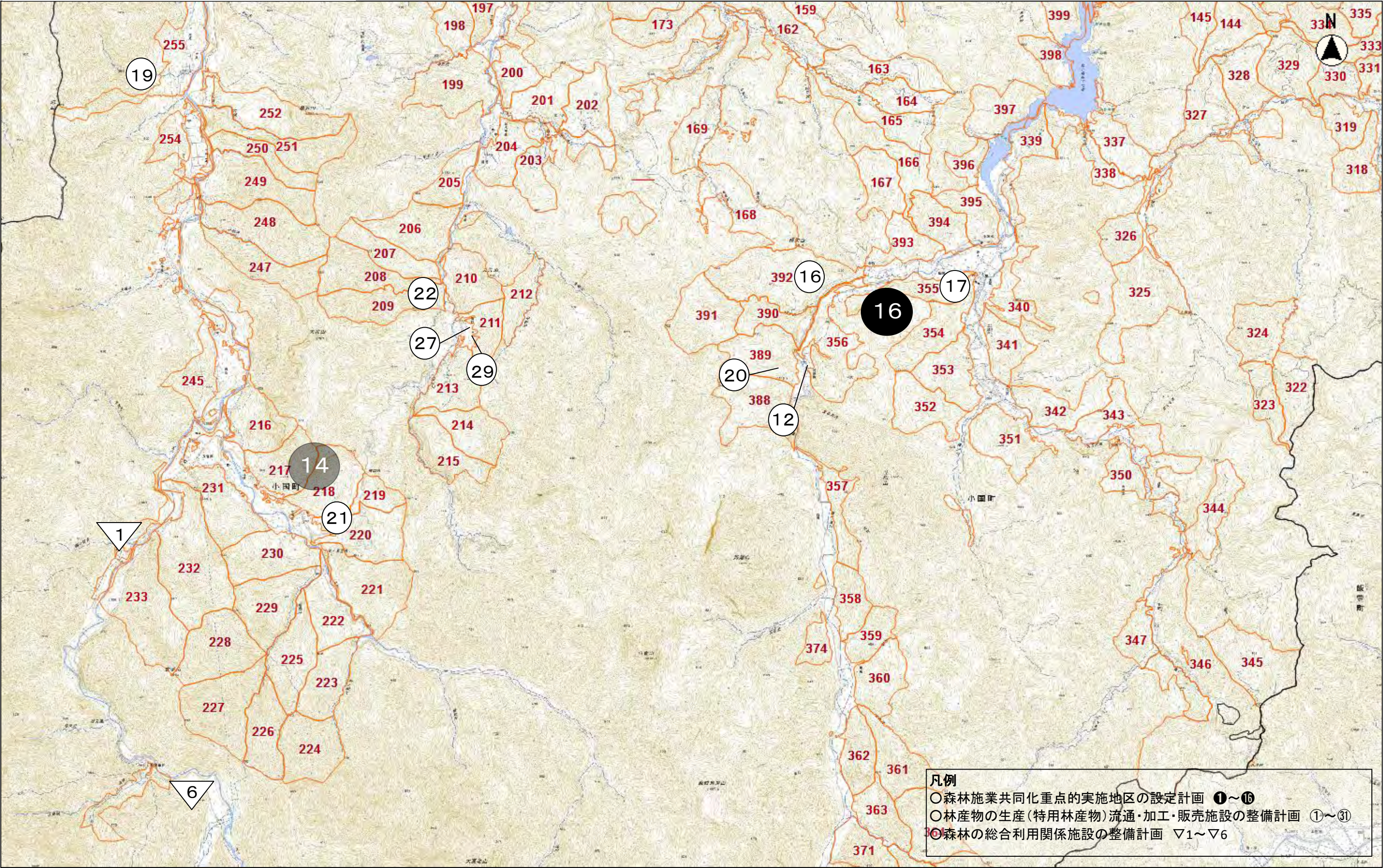


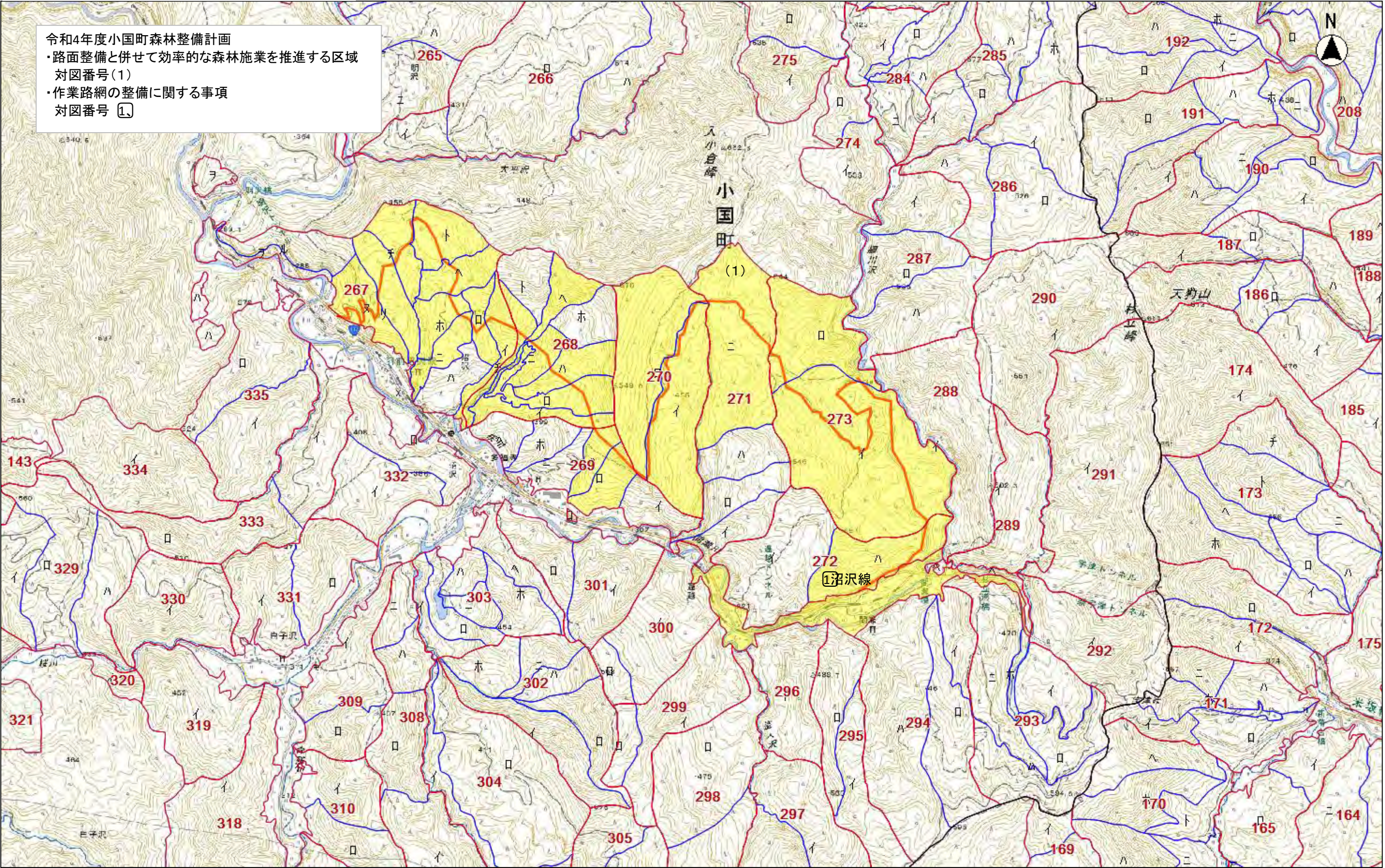
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)



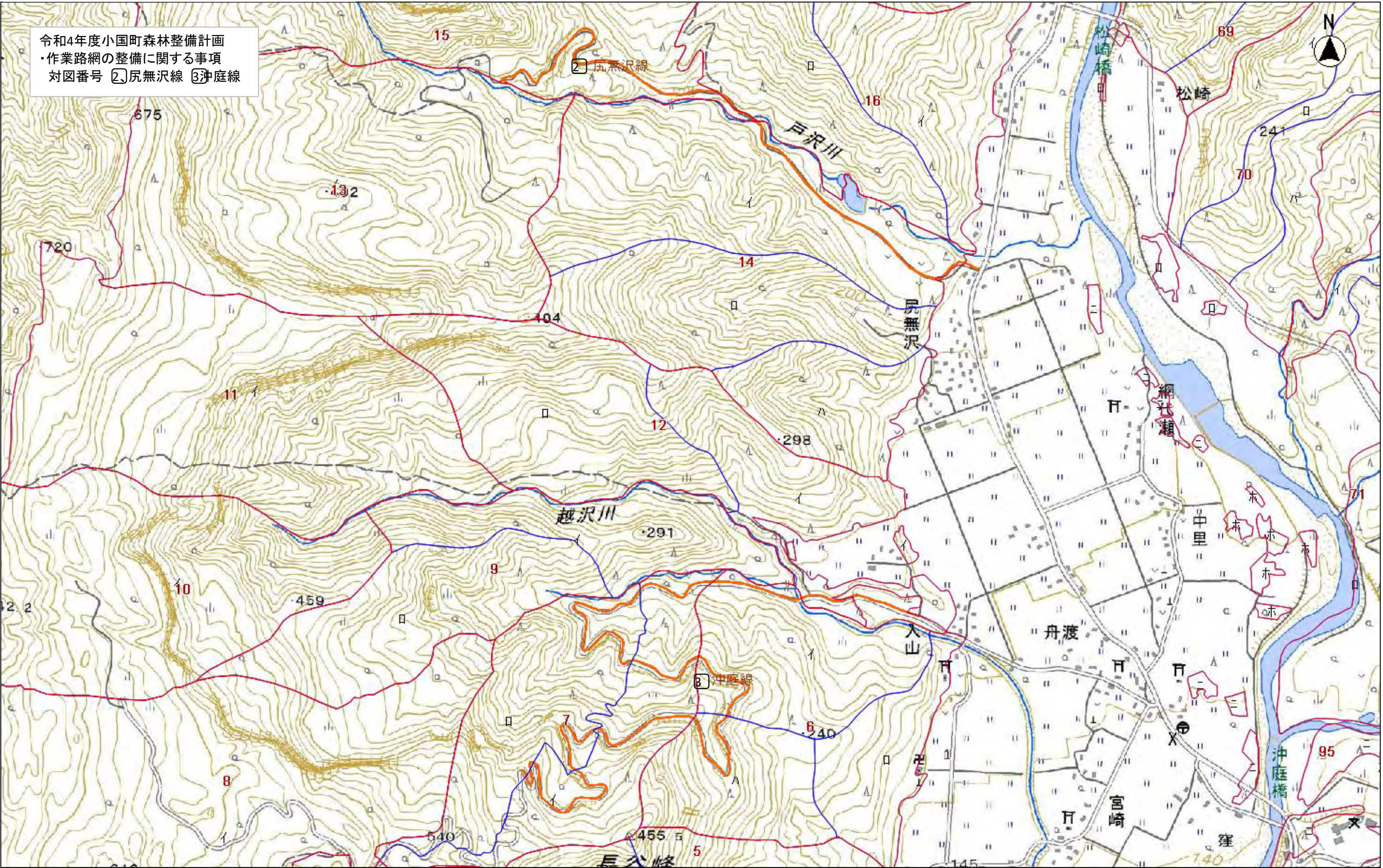
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)







この森林計画図は、空中写真等の間接調査法により調査・作成しており、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではない。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)



この森林計画図は、空中写真等の間接調査法により調査・作成しており、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではない。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

